

2025（令和7）年度 事業報告書

社会福祉法人山鳩会
山鳩会相談支援事業所

1. 理念・方針

（1）法人理念

①障がいがある人に…

自分の持っている力を発揮しながら、普通の生活を営み、自らが社会に価値のあるものである事に気づき、自己実現していけるよう支援する。

②障がいがある人の家族に…

障がいがある人への思いを受け止め、それを実現していく。

③援助者には…

障がいがある人と共に歩みつつ、自己実現を図るために必要なサービスを提供し、常に向上的である人材に育てる。

④地域の方に…

共に生きていく環境を実現するために、お互いにメリットのある関わりを築いていく。

（2）基本方針

①令和4年度より開始した特定相談支援事業と障害児相談支援事業を継続して行う。

②日中活動事業所やその他関係機関等との連携を密にし、切れ目のない本人主体の支援を提供する。

③介護者の高齢化や親亡き後などを見据え、地域のネットワーク支援体制の構築を図るために、地域生活支援拠点等としての機能を担う。

④山鳩会の事業所を利用されている方の計画相談支援を行う。

（3）中期目標（令和7年度～令和9年度）

①障害児者が希望する地域で、社会の一員として日常生活や社会生活を営むことができるよう、解決すべき課題等を把握したうえで必要な福祉サービスの利用の支援を行う。

→利用者が地域で社会の一員として日常生活および社会生活を営むための課題を把握するため、面談や関係機関との連携を通じてニーズの把握に努めた。その上で本人の意向や生活状況に応じたサービス等利用計画・障害児支援利用計画を作成し、適切な福祉サービスの導入・調整を行った。結果として必要な支援につなげることができ、地域生活での継続・安定に寄与することができた。

②利用者本人の意思及び人格を尊重し、利用者や家族の思いに寄り添い支援を行う。

→利用者本人の意思および人格を尊重し、面談や日常的な関りを通じて、本人および家族の思いに寄り添った支援を行うことができた。特に本人の意向を丁寧に確認しながらサービス調整や関係機関との連携を進めることができた。その一方で家族の意向が強く影響するケースにおいては調整が難しく、結果として本人の意思が十分に反映されない支援となった場合もあった。今後は本人の意思決定支援の視点をより重視し、家族との関係調整を含めた働きかけを強化していく必要がある。

③法人内での事業所や職員間の情報共有を密に行いサービスの質の向上に努める。また、法人内研修や外部研修等に積極的に参加し専門性を高める。

→法人内の各事業所を定期的に訪問し対面での関係づくりを意識して関わることで、職員間で顔の見える関係を構築することができた。その結果、事業所間での情報が円滑に行えるようになりサービスの質の向上につなげることができた。また、法人内外の研修にも参加し専門性の向上にも努めた。

④生活の中で起こりうる課題を一緒に検討し、福祉サービスに限らず様々な分野の関係者や地域の関係機関と連携し支援を行う。

→生活の中で生じる課題について、利用者や家族とともに検討し、福祉分野に限らず医療・保育・教育等の関係機関との連携を図りながら支援を行った。特に課題が生じた際には、訪問看護、保育園、幼稚園、学校関係、市役所、就労支援室を含めた関係者会議を積極的に開催し、情報共有と支援方針の統一に努めた。一方で、分野間での役割や視点の違いにより、連携の難しさを感じる場面もあった。それについては東村山市内の相談部会でも今後の課題点として考えていきたい点である。

⑤山鳩会の事業所を利用されている、本人・保護者などに情報を発信する。

→面談を通じて本人および保護者の希望やニーズを丁寧に聞き取り、グループホームをはじめとした地域で活用できそうな社会資源の情報を行うことができた。本人や家族の状況に応じた情報発信を意識し選択肢の提示につなげることができている。一方で自身の経験不足もあり把握できていない社会資源や情報も多く、提供できる情報に偏りが生じる場面もあった。今後は情報収集を行い関係機関との連携や研修等を通じて知識の幅を広げていく。

2. 施設概要

- (1) 施設種別 特定相談支援事業所・障害児相談支援事業所
- (2) 所在地 東京都東村山市青葉町三丁目21番1
- (3) 開所年月 令和4年 4月 1日
- (4) 施設規模 敷地面積 260.33㎡ (せせらぎの里あおば内)
延床面積 171.86㎡
専用部面積 4.00㎡
建物構造 木造2階建て(地上2階建て)
賃貸区分 (土地)法人所有 (建物)法人所有

3. 職員構成

職 種	配置人数
管理者	1名※兼任・兼務
相談支援専門員(常勤職員)	3名※内2名兼務
事務員(常勤職員)	1名※兼務
相談員(非常勤職員)	1名
合 計	5名

※管理者は法人本部事務長と兼任

※管理者は相談支援専門員(常勤職員)を兼務

※相談支援専門員(常勤職員)はみどりの森支援員と兼務

※事務員(常勤職員)は本部事務員と兼務

4. 利用者状況

(1) 計画相談支援（成人）

	4～9月	10月～3月	合計
計画	79件	54件	133件
モニタリング	179件	165件	344件
加算のみ	202件	197件	399件
合計	460件	416件	876件

(2) 障害児相談支援

	4～9月	10月～3月	合計
計画	45件	42件	87件
モニタリング	77件	63件	140件
加算のみ	60件	57件	117件
合計	182件	162件	344件

(3) 担当福祉事務所

東村山市	清瀬市	東久留米市	中野区	新座市	川口市	合計
177名	5名	3名	1名	1名	1名	189名

5. 事業内容

(1) 特定相談支援事業

①計画相談支援

サービス利用支援：障害福祉サービス利用者に対して、作成マニュアルを基にサービス等利用計画の作成を行い、サービス提供事業者等との連絡調整を行う。

→サービス等利用計画作成に伴い、本人及び保護者との面談を実施。また可能な限り事業所やグループホームを訪問し、モニタリング加算につなげた。

継続サービス利用支援：定期的（6ヶ月・3ヶ月）にサービス等の利用状況の検証を行い、計画の見直し（モニタリング）を確実に行う。

→状況を把握しモニタリング報告書を作成した。また、問題点がある場合には必要に応じて関係者会議を実施した。

②基本相談支援

全ての障がい児者及びその保護者、又は、介護者などから社会生活を営む上での相談に応じ、解決に結びつけられるようにする。

(2) 障害児相談支援事業

①障害児相談支援

障害児支援利用援助：障害児通所支援利用者に対して、作成マニュアルを基に障害児支援利用計画の作成を行い、サービス提供事業所等との連絡調整を行う。

→障害児支援利用計画作成に伴い、保護者との面談を実施。また、可能な限り事業所を訪問し、利用児の支援状況を確認しモニタリング加算につなげた。

継続障害児支援利用援助：定期的（6ヶ月・3ヶ月）に障がい児のサービス等の利用状況の検証を行い、計画の見直し（モニタリング）を確実に行う。

→状況を把握しモニタリング報告書を作成した。また、問題点がある場合には必要に応じて関係者会議を実施し、集中支援加算や医療・保育・教育機関等連携加算につなげた。

(3) 地域生活支援拠点の機能を担う事業

常時連絡体制を確保し、緊急の事態に相談を受け各関係機関と連携しサービスのコーディネート及び必要な支援を行う。

6. 地域の体制作り

基幹相談支援センターや特定相談支援事業所と連携し、地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保や地域の社会資源の連携体制の構築を行う。

7. 専門的な人材の確保及び養成

(1) 行動障害を有する者や、高齢化に伴い重度化する障がい者に対して専門的な対応が出来るよう体制の確保に努める。

→行動障害を有する利用者に対しては、自身の知識だけで判断するのではなく現場での様子や支援状況を丁寧に把握した上で適切な対応を心掛けた。一方で高齢化に対応するための専門的な知識は十分とはいえない。今後は一とが主催するケアマネとの交流会等に参加し、ケアマネとの顔の見える関係性を構築していくことで、ご家族全体の支援を可能にしたり、障害福祉から介護保険にスムーズに移行できるようになると考えられる。

(2) 関係機関各所で行われる研修会へ参加し自己啓発に努める。

(3) 基幹相談支援センター、自立支援協議会相談支援部会等で行われる事例検討会や研修等に参加し、スキルアップを図る。

→事例検討会や各種研修に積極的に参加しスキルアップに努めた。特にグループワークにおいては受け身にならないよう意識し、自らの意見を発信するよう心掛けながら参加した。

8. 感染症や災害対策

感染症の発生及びまん延の防止等に関する取り組みの徹底を求める観点から、感染症に関する委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練の実施を行う。

感染症や災害が発生した場合であっても、継続してサービス提供できる体制づくりを構築するため、業務継続（BCP）計画の策定、関係研修への参加、訓練の実施等を行う。

9. 職員研修

法人内研修や外部研修に積極的に参加し専門的知識を習得する。

利用者の人権擁護・虐待防止やサービスの質の向上に努める。

初任者研修・現任研修（5年ごと）・相談支援専門員・専門コース別研修を随時受講する。

研修名	実施日	主催	場所	受講者
高次脳機能障害研修 （基礎研修）	9月9日～ 11月12日	東京都福祉局 障害者施策推進部	せせらぎの里あおば 東京たま未来メッセ	都丸
高次脳機能障害研修 （実践研修）	11月21日～ 1月30日	東京都福祉局 障害者施策推進部	せせらぎの里あおば 学研ビル	都丸

ファシリテーション 入門研修	8月26日	東京都社会福祉 協議会	日本社会福祉事業大学 (文教キャンパス)	都丸
自立支援協議会セミナー	12月12日	東京都心身障害 福祉センター	東京都庁第2庁舎 5階大会議場	都丸
アサーティブコミュニ ケーション研修	1月22日～ 3月12日	東京都福祉人材 センター	せせらぎの里あおば	都丸
高齢知的障害者の 認知症とその支援研修	1月22日～ 3月12日	東京都福祉人材 センター	せせらぎの里あおば	都丸

10. 職員会議

利用者が安心して生活を送ることができるよう、情報共有や研修、計画書作成進捗状況等を目的として、月1回職員会議を行う。

→月一回の職員会議を実施した。担当者間の進捗状況確認のため毎日の打ち合わせを行った。

11. 事業継続計画（BCP）

（1）防災

計画に沿った形で法人全体での訓練の実施、研修の実施を行う。また、定期的に会議を開催し、より実効性の高い防災対策を検討する。

（2）感染症

計画に基づき、連絡調整や対応手段を整理し、感染症発生時にも円滑に事業の継続または再開をするための体制づくりをする。

→BCPに関して、災害時の優先リストを作成した。優先度の高い順からリストにし、必要な情報を一覧にした。

12. 苦情解決、個人情報保護、権利擁護、虐待防止、身体拘束の適正化、セクシャルハラスメント防止

（1）苦情解決

①利用者からの苦情解決実施要綱に基づき、苦情に対しては真摯に受け止め迅速且つ円滑な解決方法を見出せるよう努める。

②担当窓口及び第三者委員を掲示し、苦情解決への仕組みを利用者・家族へ周知する。

（2）個人情報保護

個人情報保護規定に基づき、個人情報の取り扱いには細心の注意を払い、データの管理を適切 安全に扱う。

（3）権利擁護・虐待防止・身体拘束の適正化

①人権の擁護、虐待防止等に関する運営委員会、担当職員を配置し、必要な支援体制の整備を行う。

②身体拘束の対策を検討する委員会を定期的に開催する。

③職員は、虐待防止の啓発・普及、身体拘束の適正化に関する研修を受講する。

（4）セクシャルハラスメント防止

担当職員を配置し、セクシャルハラスメントの防止、対応にあたる。

苦情解決

	氏名	連絡先
責任者	寺田 健治	０８０－７４８５－６６６９
担当者	都丸 葉秋	同上
第三者委員	端山 幸子	同上

セクシャルハラスメント

	氏名	連絡先
責任者	寺田 健治	０８０－７４８５－６６６９
担当者	都丸 葉秋	同上

虐待防止・身体拘束の適正化

	氏名	連絡先
責任者	寺田 健治	０８０－７４８５－６６６９
担当者	都丸 葉秋	同上